

令和3年7月
第169号

国保だより

編集
川崎市健康福祉局
医療保険部医療保険課

令和3年8月から使用できる新しい被保険者証をお送りします

現在お手持ちの被保険者証は令和3年7月31日をもって有効期限切れとなるため、8月1日以降にご使用いただける新しい被保険者証(※)をお送りします。今回から全ての証に個人ごとの「枝番」が付番されます。(枝番は個人を識別するため付番されるものです。保険料や給付割合等への影響はありません。)

新しい被保険者証は、7月中はご使用いただけませんのでご注意ください。7月中に医療機関等を受診される際は、これまでの被保険者証(有効期限が令和3年7月31日のもの)を窓口に提示してください。これまでお使いの被保険者証は、8月1日以降に裁断のうえ、各世帯で処分してください(区役所保険年金課、支所区民センター保険年金係にお持ちいただければ、適正に処分いたします。)。

(※)新しい被保険者証の有効期限は、被保険者ごとに以下①～⑥の中で最も早い日付です。

- ①令和4年7月31日
- ②75歳の誕生日の前日
- ③70歳になる誕生月の末日 ※1日生まれの方は70歳になる誕生日の前日
- ④(国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方)窓口負担割合が変更になる前月の末日
がいこくせき かた ざいりゆうきんめいりょうび よくじつ
- ⑤(外国籍の方)在留期間満了日の翌日
- ⑥(学証をお持ちの方(修学のために川崎市外に在住している方))在学中の学校の卒業予定日

<ご注意>昭和26年7月2日～昭和26年8月1日生まれの国保加入者がおられる世帯の方へ

昭和26年7月2日～昭和26年8月1日生まれの方の新しい被保険者証については、別途7月下旬頃に送付予定です。
申し訳ありませんが、今しばらくお待ちください。

69歳以下の被保険者証

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和4年 7月31日
記号 50 番号 0000000 (枝番) 00	
氏名 ○○ ○○	
住所 川崎市○○区○○町1番地	
国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日	性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日	
交付年月日 令和3年 8月 1日	
世帯主氏名 ○○ ○○	
保険者番号 1 4 5 0 ○ ○	印
交付者名 川崎市	
TEL 044-000-0000 (○○区役所)	

医療機関等での窓口負担割合は次
のようになります。
未就学児以外 : 3割
未就学児 : 2割

70歳以上の方の被保険者証

神奈川県 国民健康保険 被保険者証 兼 高齢受給者証	有効期限 令和4年 7月31日
記号 50 番号 0000000 (枝番) 00	一部負担金割合 ○割
氏名 ○○ ○○	
住所 川崎市○○区○○町1番地	
国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日	性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日	
交付年月日 令和3年 8月 1日	
発効期日 令和3年 8月 1日	
世帯主氏名 ○○ ○○	
保険者番号 1 4 5 0 ○ ○	印
交付者名 川崎市	
TEL 044-000-0000 (○○区役所)	

医療機関等での窓口負担割合は
こちらに記載されています。

被保険者証の郵送方法について

被保険者証は、毎年8月に一斉更新を行います。その際、お送りする更新後の被保険者証は、あらかじめお申し出いただいた方以外は「特定記録郵便」でお送りしています。

今回、簡易書留
郵便(ピンク色の
封筒)で届いた方

次回以降は特定記録郵便での送付を希望される方

下のコールセンターまでお問い合わせください。

次回以降も簡易書留郵便での送付を希望される方

改めてお申し出いただく必要はありません。

今回、特定記録
郵便(白色の封筒)
で届いた方

次回以降も特定記録郵便での送付を希望される方

特にお申し出いただく必要はありません。

次回以降は簡易書留郵便での送付を希望される方

下のコールセンターまでお問い合わせください。

川崎市こくほ・こうきコールセンター



044(982)0783

おなやみ

ご利用
時間

平 日：8時30分から17時15分まで

第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで

*ご利用には、通話料がかかります。 *土曜(第2・第4土曜を除く。)、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。

受託事業者：日本電気株式会社(NEC)

会社等の健康保険に加入している方名義の被保険者証が届いた場合は…

今まで国民健康保険に加入していた方が、会社等の健康保険に加入しても、自動的に国民健康保険から脱退となる仕組みはありません。国民健康保険の脱退の届出はご自身で行う必要があります。

今回お送りした被保険者証の中に、会社等の健康保険に加入している方の被保険者証がある場合は、その方の国民健康保険脱退の届出がお済みでないと考えられますので、お手数ですが住所地を管轄する区役所区民課・支所区民センターまで届出をお願いします。

届出に必要なもの

- 被保険者証
- 会社等の健康保険に加入した証明書(会社の健康保険証等)
- マイナンバー(個人番号)のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
※通知カードは住所・氏名等が住民票記載事項と一致するもの。
- 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券等)
※マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちの方は不要です。
- 世帯主の委任を受けた代理人が申請する場合は、上記に加え、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

※会社等の健康保険に加入した日以降に、川崎市が交付した国民健康保険被保険者証を使って医療機関等を受診すると、本市が負担した医療費(総医療費の7~8割分)を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

インターネットでの届出も可能です

会社等の健康保険に加入したことにより国民健康保険を脱退する方については「ネット窓口かわさき」での届出も可能です。区役所・支所へ来庁することなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンでの手続きが可能ですのでよろしければご利用ください。

「ネット窓口かわさき」のアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-13-0-0-0-0-0-0-0.html>

ネット窓口かわさき

検索



該当ページの申請メニュー「電子申請手続き一覧」⇒「年金・国民健康保険」⇒「国民健康保険資格喪失届(社会保険等加入)」を選択し、必要事項を入力の上、届出をお願いします。

※初めて「ネット窓口かわさき」を利用する方は、利用者登録が必要です。(「ネット窓口かわさき」の「利用者メニュー」から登録できます。)

※届出の際には、会社等の健康保険から交付された新しい健康保険証(会社等の健康保険に加入した方全員分)の写真またはスキャンした画像を添付していただく必要があります。

※会社等の健康保険または国民健康保険組合への加入以外の事由による国民健康保険の脱退にはご利用できませんのでご注意ください。

限度額適用認定証などの申請のご案内

現在お持ちの限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び食事療養標準負担額減額認定証(以下「認定証」といいます。)は、有効期限が令和3年7月31日となっています。

令和3年8月以降も認定証を引き続きお使いになる場合は、あなたの世帯の令和2年中の所得状況や現在の国民健康保険料の納付状況をもとに新たに認定を行いますので、各区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係に申請していただきますようお願いします。

(確定申告の状況や保険料の納付状況によっては交付できない場合があります。確認したい方は、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係へお問合せください。)

なお、申請の際は、必ず新しい被保険者証をご持参ください。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- マイナンバー(個人番号)のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
※通知カードは住所・氏名等が住民票記載事項と一致するもの。
- 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券等)
※マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちの方は不要です。
- (住民税非課税世帯等の方で、過去1年間の入院日数が通算で90日を超えた方)
申請月から遡って1年間分の入院期間が証明できるもの及び入院日数届出書(入院期間が明記された領収書など)
- 世帯主の委任を受けた代理人が申請する場合は、上記に加え、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

あなたの意思で救える命があります

今回、お送りしました被保険者証の裏面は臓器提供意思表示欄になっております。ご記入いただける場合は次の記入方法を参照してください。※記入は任意です。

STEP 1	<p>「1.私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2.私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3.私は、臓器を提供しません。」</p> <p>「1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。」</p> <p>〔心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球〕</p> <p>〔特記欄〕</p>	
STEP 2		
STEP 3		
STEP 4	<p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：</p>	

STEP 1 意思の選択

- 自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。
 a) 脳死後及び心臓が停止後に提供してもよいと思われている方は、1に○をしてください。
 b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した後は、臓器を提供してもよいと思われている方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
 c) 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。 STEP 4 へ

STEP 2 提供したくない 臓器の選択

- 1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
 なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。
 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓(じんぞう)・脾臓(すいぞう)・小腸・眼球
 心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球

STEP 3 特記欄への 記載について

- a) 組織の提供について
 1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもよいという方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
 b) 親族優先の意思について
 親族優先提供の意思を表示したい方は、次をお読みの上で「親族優先」と記入できます。

STEP 4 署名など

- 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
 可能であれば、この被保険者証を持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

親族への優先提供 が行われる場合

- 以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。
 1 ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
 2 臨器提供の際、親族(配偶者^{*1}、子ども^{*2}、父母^{*3})が移植希望登録をしている。
 3 医学的な条件(適合条件)を満たしている。
 ※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。 ※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供に ついての留意事項

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
 ●優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
 ●「○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があつた場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
 ●親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

(問い合わせ先) (公社)日本臓器移植ネットワーク 電話 0120-78-1069

臓器提供意思表示欄に記入した後、被保険者証台紙裏面の個人情報保護シールを貼付してください。

新型コロナウイルス感染症関係のお知らせ

- ・傷病手当金の支給（新型コロナウイルス感染症）について
 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、事業主から給与等の支払が受けられない場合に特例的な措置として傷病手当金を支給します。
 ※手続き等の詳細を説明しますので、申請を希望される方は事前にお住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にご連絡ください。
- ・保険料の減免について
 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少する方は、国民健康保険料を減免できる場合があります。
 申請を希望される方は、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にご相談ください。
 ★傷病手当金の支給、保険料の減免については、以下の川崎市ホームページ「[新型コロナ関連]生活支援」もあわせてご参考ください。
[https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/22-5-15-10-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/22-5-15-10-0-0-0-0-0.html)
- ・被保険者証兼高齢受給者証の負担割合や認定証の減額等について
 新型コロナウイルス感染症の影響で期限内に確定申告ができなかった場合、市で令和2年中の所得状況を把握するまでに時間がかかり、当初交付する被保険者証兼高齢受給者証の負担割合や認定証の限度額等に申告した所得状況を反映できない場合があります。市で所得状況を把握した結果、負担割合や限度額等に変更が生じた場合は、その時点で新たな証を送付します。



ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください



被保険者証と一緒にお送りしたものをお使いください。

ジェネリック医薬品の豆知識

ジェネリック医薬品を選ぶことで、ご自身の負担が減った場合には、国の医療費を減らすことにつながります。特に、慢性的な疾患などで継続的に服用している方や、複数の薬を服用している方は、薬代を減らす効果が大きくなります。

※窓口で支払う際には、薬代以外に調剤料などがかかりますので、医薬品の価格が下がっても、患者さんのご負担は新薬と変わらないか、上がることもあります。薬局によって調剤料などが異なりますので、先発医薬品との最終的な窓口差額を確認の上、お選びください。

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、新薬(先発医薬品)の主成分特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬とほぼ同等であると認められています。

ジェネリック医薬品 Q&A

Q すべての薬をジェネリック医薬品に替えることはできますか?

A 特許の切れていない薬にはジェネリック医薬品はありません。

特許期間内の薬には、ジェネリック医薬品はありません。

また、特許の切れた薬のすべてにジェネリック医薬品が用意されているとは限りません。

Q 何か疑問な点や不安な点があるときは?

A 医師や薬剤師に相談してみましょう。

ジェネリック医薬品の使用に不安がある場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

服用をはじめたあとも効き目などが変更前と異なると感じるときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

重複・頻回受診者、重複投薬者訪問指導業務について

同一の疾病で複数の医療機関等に受診されている被保険者の方等を対象として、川崎市が委託する民間事業者がお知らせの郵送及び電話連絡をした上で訪問し、医療のかかり方等についてお話を伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

オンライン資格確認について

令和3年10月までに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用が開始されます。利用のために必要な申込は現在も「マイナポータル」から行うことができます。また、ご自身で申込を行うことが困難な方は、各区役所・支所に設置している「マイナポイント申込等支援コーナー」で以下のとおり支援を実施しておりますので、ご利用ください。

～マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援について～

<開設期間> 令和3年9月30日(木)まで

(開設期間を過ぎると区役所・支所において支援は実施しませんので、お早めにご利用ください！)

<開設時間> 開庁日(平日)の9時から17時まで(事前の予約・申込などは不要です。)

<開設場所> 各区役所及び支所

<持ち物> •マイナンバーカード •カード交付時に設定した4桁の暗証番号

オンライン資格確認やマイナンバーカードの健康保険証利用申込の詳細は川崎市ホームページ内

「オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用について」をご参照ください。

[https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-4-34-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-4-34-0-0-0-0-0-0.html)



【マイナンバーについてのお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付